

カンキツグリーンング病菌に関する移動制限植物の検疫の実施について（平成 9 年 8 月 1 日付け 9 農産第 5633 号農産園芸局長通達）の一部改正新旧対照表

（下線部分が改正部分）

改 正 案	現 行
第 1 趣旨 植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）第 35 条の 4 第 1 項第 2 号に規定された植物についての植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号。以下「法」という。）第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づく検査は、<u>移動規制植物等検疫実施要領（昭和 47 年 5 月 15 日付け 47 農政第 2168 号農政局長通達。以下「要領」という。）</u>に定めるほか、この通達によるものとする。 第 3 検査申請の提出等 1 対象植物の検査に係る規則第 35 条の 4 第 3 項の検査申請書（規則第 22 号の 4 様式）の提出は、検査を担当する植物防疫所（那覇植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。以下同じ。）の植物防疫官に対し行わせるものとする。 2 植物防疫官は、規則第 35 条の 4 第 2 項のただし書に規定する対	第 1 趣旨 植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）第 35 条の 4 第 1 項第 2 号に規定された植物についての植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号。以下「法」という。）第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づく検査及び<u>カンキツグリーンング病菌の緊急防除に関する省令（平成 19 年農林水産省令第 8 号。以下「省令」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づく検査（以下単に「検査」という。）</u>は、<u>移動制限植物等検疫実施要領（昭和 47 年 5 月 15 日付け 47 農政第 216 号農政局長通達。以下「要領」という。）</u>に定めるほか、この通達によるものとする。 第 3 検査申請の提出等 1 対象植物の検査に係る規則第 35 条の 4 第 3 項の検査申請書（規則第 22 号の 4 様式）<u>又は省令第 4 条第 2 項の検査申請書（省令別記様式第 1 号）</u>の提出は、検査を担当する植物防疫所（那覇植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。以下同じ。）の植物防疫官に対し行わせるものとする。 2 植物防疫官は、規則第 35 条の 4 第 2 項のただし書に規定する対

象植物の所在地における検査（以下「所在地検査」という。）を受けようとする者に対し、検査申請書に別記様式 1 のカンキツグリーンング病菌に関する移動制限植物栽培状況を添付させ、検査申請のあった苗木ごと又は穂木が採取される予定のほ場植栽樹（以下「ほ場植栽樹」という。）ごとに識別番号札を付させるものとする。

第 4 検査の方法

- 1 （略）
- 2 所在地検査は、前項に掲げるもののほか、次の項目について行うものとする。
 - (1) ～ (3) （略）
- 3 （略）

第 5 検査合格の基準

- 1 （略）
- 2 所在地検査にあつては、前項に掲げるもののほか、二次検査が終了するまでの間、次の条件が満たされている場合に合格とするものとする。
 - (1) ～ (3) （略）

第 6 検査の簡素化に係るほ場植栽樹の登録

- 1 植物防疫官は、所在地検査に合格したほ場植栽樹であつて、引

象植物の所在地における検査又は省令第 4 条第 1 項に基づく検査（以下「所在地検査等」という。）を受けようとする者に対し、検査申請書に別記様式 1 のカンキツグリーンング病菌に関する移動制限植物栽培状況を添付させ、検査申請のあった苗木ごと又は穂木が採取される予定のほ場植栽樹（以下「ほ場植栽樹」という。）ごとに識別番号札を付させるものとする。

第 4 検査の方法

- 1 （略）
- 2 所在地検査等は、前項に掲げるもののほか、次の項目について行うものとする。
 - (1) ～ (3) （略）
- 3 （略）

第 5 検査合格の基準

- 1 （略）
- 2 所在地検査等にあつては、前項に掲げるもののほか、二次検査が終了するまでの間、次の条件が満たされている場合に合格とするものとする。
 - (1) ～ (3) （略）

第 6 検査の簡素化に係るほ場植栽樹の登録

- 1 植物防疫官は、所在地検査等に合格したほ場植栽樹であつて、

引き続きこれから採取した穂木を移動することが見込まれるものについては、別記様式3のカンキツグリーニング病菌に関する移動制限植物登録台帳（以下「登録台帳」という。）に記載して登録するものとする。

2・3 （略）

別記様式2

カンキツグリーニング病菌に関する移動制限植物検査成績表

(年申請													
所有者の 住所氏名	植 物 の 管理責任者 氏 名	植物の 所在地	植物の種 類、品種 及び系統	識別 番号	検 査 結 果						合 否	穂 木 の 採 取 状 況	備 考
					一 次 検 査	二 次 検 査							
						P C R 検 定		接 種 検 定					
						年 月 日	結 果	年 月 日	結 果	年 月 日			

（注）1 一次検査の結果の欄には、病害虫の種類、症状等を記入すること。さらに、所在地検査
にあつては、施設及び管理状況等を記入すること。
2 二次検査の結果の欄には、検定植物の病徴、「+」、「-」等を記入すること。

引き続きこれから採取した穂木を移動することが見込まれるものについては、別記様式3のカンキツグリーニング病菌に関する移動制限植物登録台帳（以下「登録台帳」という。）に記載して登録するものとする。

2・3 （略）

別記様式2

カンキツグリーニング病菌に関する移動制限植物検査成績表

											(年申請)		
所有者の 住所氏名	植 物 の 管理責任者 氏 名	植物の 所在地	植物の種 類、品種 及び系統	識別 番号	検 査 結 果						合 否	穂 木 の 取 況	備 考
					一 次 検 査	二 次 検 査							
						P C R検定		接種検定					
						年 月 日	結 果	年 月 日	結 果	年 月 日			

（注）1 一次検査の結果の欄には、病害虫の種類、症状等を記入すること。さらに、所在地検査
等にあつては、施設及び管理状況等を記入すること。
2 二次検査の結果の欄には、検定植物の病徴、「+」、「-」等を記入すること。

附 則

この改正は、「移動規制植物等檢疫実施要領」（昭和47年5月15日付け47農政第2168号農政局長通達）の一部改正の施行の日（令和5年4月1日）から施行する。